

ID: 421

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	三隅町霊柩車条例 第3条第1項		
例規番号	昭和44年条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用)  第3条 霊柩車を使用しようとする者は、町長に申請して許可を受けなければならない。  2 前項の申請者が本町の住民でないとき、又は本町の住民で町外で使用しなければならない特別な理由があるときは、町長において支障がないと認める場合に限り、これを許可することができる。  3 霊柩車の使用は申請順とする。ただし、法令の規定、その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び第4条の規定による。  (使用の拒絶)  第4条 町長は、次の場合には霊柩車の使用を拒絶することができる。  (1) 当該運送に関し運送の申請者又は遺族(以下「依頼者」という。)から特別の負担を求められたとき。  (2) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき  (3) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日